

事務連絡
令和7年6月20日

福祉バス利用団体 各位

上山市社会福祉協議会
事務局長 鏡 洋志
(公印省略)

福祉バス利用について（通知）

標記のことについて、上山市福祉バス運営要綱に基づき運行いたしますので、内容や行程、運行時間など十分検討、精査のうえ申請するようお願ひいたします。

記

- 1 バスは、午前9時から午後4時30分までとし（時間厳守）、**県内に限ること**。
- 2 研修を目的とし、**観光地を巡る行程となっていないこと**。
- 3 車内での飲食及び施設での飲酒（試飲を含む。）は認めていない。
- 4 福祉バスの乗車人数
 - (1) 一般道のみの行程の場合は**最少14人から最大22人（運転手を除く）**とする。
 - (2) 高速道路を利用する行程の場合は、**最少は14人、最大は座席数の関係から15人（運転手を除く）**とする。
- 5 参加者のマスク着用を推奨する。
- 6 出発から研修施設、昼食会場等の到発時刻等の**時間経過を把握**しておくこと。
- 7 目的地（施設等）での**駐車する場所を事前に確保**しておくこと。
- 8 目的地（施設等）までの**案内誘導は申請者側で行う**とともに、狭隘道路や駐車等の後退時には車両誘導に努めること。
- 9 福祉バス使用後の車内清掃は社会福祉協議会で実施する。

＜連絡先＞
上山市社会福祉協議会事務局
担当：横戸・木村
電話番号：695-5095